

発行
高 知 県
高 知 市 丸 ノ 内
一 丁 目 2 番 20 号
発行日
毎 週 2 回
(火曜日・金曜日)

高知県公報

目 次	ページ
規 則	
◎高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則	1

規 則

高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年11月29日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第82号

高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則

高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則（平成19年高知県規則第46号）の一部を次のように改正する。

別表中「高知県教育センター」を「高知県幡多土木事務所宿毛事務所 高知県教育センター」に、「高知県須崎土木事務所 高知県幡多土木事務所宿毛事務所」を「高知県須崎土木事務所」に改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和6年12月1日から施行する。
（経過措置）
- この規則の施行後においてこの規則による改正前の高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則の規定により納付すべき職員駐車場の利用料については、なお従前の例による。